

平成25年度京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業 補助金(民間分)の募集について

地域防災計画において防災拠点等に位置づけられている施設や災害時に機能を保持すべき施設に、再生可能エネルギー設備、蓄電池、高効率照明機器等を導入し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを目指します。

補助対象事業者 ー府内に次の事業所を有する以下の者ー

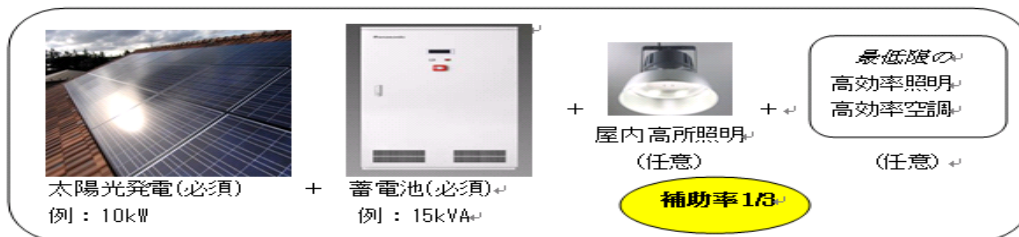
- ・学校
- ・福祉避難所
- ・医療施設
- ・宿泊施設（災害時等に避難所等になり得るものに限る。）
- ・コンビニエンスストア（災害時等に避難所等になり得るものに限る。）
- ・社会福祉施設（災害時等に避難所等になり得るものに限る。）
- ・その他知事が適当と認める施設

※ 原則として市町村地域防災計画に基づき避難施設として指定を受けている、又はその見込みのある事業所、地元市町村との防災に関する協定を締結している事業所に限ります。

補助対象事業 ー府内の避難施設において再生可能エネルギー等設備を整備する事業及びこれに付随する事業ー

- ① 太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス利用設備（②と同時設置に限る。）
- ② 蓄電池
- ③ 屋内高所照明設備（水銀灯をLED灯に更新する場合で、①②と同時設置するものに限る。）
- ④ 高効率照明設備又は高効率空調設備（①②と同時設置するものに限る。）

導入例～体育館に太陽光発電と蓄電池、照明設備等をセットで導入



補助要件（次の要件を全て満たすこと）

- ① 耐震性を有する建築物であること
- ② 設備の規模は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設等において必要とされる最低限の機能が維持できる程度のものであること

補助率

補助対象経費の3分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）

募集期間

平成25年12月13日(金)から平成26年1月31日(金)までの間に、事業計画書を、京都府地球温暖化対策課まで持参願います。〈当日必着〉

なお、公募要領や様式は、京都府のホームページからダウンロードできます。

採択可否の決定

- 事業計画書を審査の上、内示を行う予定です。
- 交付決定前に事業着手を行う場合は、あらかじめ事前着手届を提出いただくことで、事業採択決定後に補助金の交付を受けることができます。（不採択の場合は補助金を受けられません。）

お申し込み・お問い合わせ

京都府文化環境部環境・エネルギー局地球温暖化対策課（TEL 075-414-4708）

※京都市内の事業所は京都市において募集中です。（26年1月17日(金)〆切 〇京都市地球温暖化対策室（222-4555）